

官民連携再生可能エネルギーファンド運営事業者募集要項

1 趣 旨

東京都は、再生可能エネルギーの利用拡大を図るとともに、省エネ・節電の推進や、分散型エネルギー源の確保などに向け、環境先進都市として具体的な取組を推進している。

東京都は、これまでに、民間の資金やノウハウの活用、電力安定供給への貢献及び再生可能エネルギー投資の早期実証のため、「官民連携インフラファンド」の運営に取り組んできたところであるが、この度、更なる取組として、再生可能エネルギーの広域的な普及拡大と都内での導入の推進を目的とした「官民連携再生可能エネルギーファンド」を創設する。

ついては、広く民間の事業者から、「官民連携再生可能エネルギーファンド」の業務を遂行する運営事業者を募集する。

2 「官民連携再生可能エネルギーファンド」の概要

「官民連携再生可能エネルギーファンド」は「都内投資促進型ファンド」（以下「都内型」という。）と「広域型ファンド」（以下「広域型」という。）とで構成する。

「広域型」に関しては、「投資事業有限責任組合契約に関する法律」（平成10年法律第90号。以下「LP S法」という。）に基づく投資事業有限責任組合を設立することとする。

一方、「都内型」に関しては、運営事業者を募集する時点ではファンド形態を投資事業有限責任組合に限定することはせず、応募者から提案を受け、協議、検討した上、決定する予定である。ただし、提案されるファンド形態は、東京都の出資分に関して、有限責任性を担保したスキームとすることを条件とする。また、事業化の難易度が高いと見込まれる都内プロジェクト（都内における再生可能エネルギー発電事業をいう。以下同じ。）については、「都内型」及び「広域型」が一体となって事業に関与していくことを想定しているため、同一のファンド運営事業者が、その任に当たることとする。

各ファンドの概要は次のとおりである。

・「官民連携再生可能エネルギーファンド」（後掲【図1】参照）

「都内型」と「広域型」とを併せたものの呼称。両者を同一の事業者が運営することとする。

・「都内型」

- ① ファンド形態：ファンド運営事業者からの提案を元に、東京都とファンド運営事業者とが協議の上、決定する。

ただし、東京都の出資分について、その有限責任性を担保するスキ

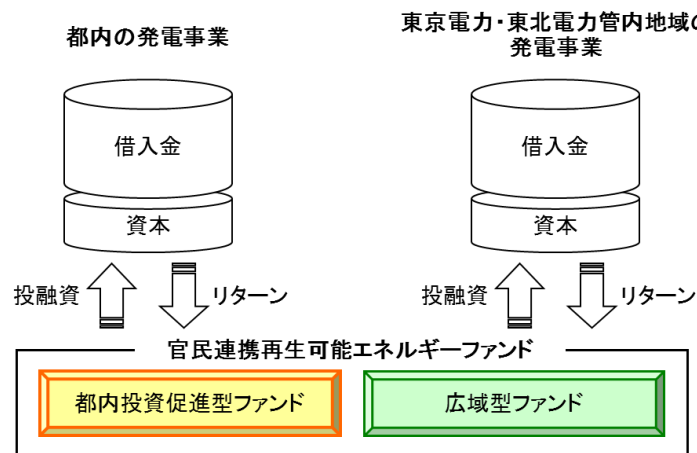
ームとする。

- ② ファンド規模：約2億円（投資家は東京都のみ。なお、東京都の出資分については一括払込み方式とし、ファンド契約締結後直ちに、一括して払い込むこととする。）
- ③ 投資対象地域：都内
- ④ 投資対象事業：再生可能エネルギー発電事業（1に掲げる趣旨及び3に掲げる投資方針に合致し、かつ、ファンド運営事業者が定める投資ガイドラインを逸脱することがなければ、提案された事業実施スキームに予定される限りにおいて、ファンドの一部を他の再生可能エネルギーファンド（再生可能エネルギーの普及拡大又は導入促進に資するファンドをいう。以下同じ。）への投資に振り向けることも認める。ただし、事業実施スキームの提案の中に、当該他の再生可能エネルギーファンドとして予定しているファンド又はそのファンドのファンド運営事業者等を明示すること。）
- ⑤ 特徴：都内プロジェクトに対し、（事業主体にとって）低コストの資金を供給
また、東京都の情報収集に基づく知見にのっとり、検討を要請する案件については、その事業化の可否について精査し、検討すること。

・「広域型」

- ① ファンド形態：L P S法に基づく投資事業有限責任組合
- ② ファンド規模：東京都の出資額10億円に加え、その他投資家の出資を募り、40億円以上のファンド規模を目指す。（ファンド規模の上限に制約をかけるものではない。なお、東京都の出資分については一括払込み方式とし、ファンド契約締結後直ちに、一括して払い込むこととする。）
- ③ 投資対象地域：東京電力管内及び東北電力管内
- ④ 投資対象事業：再生可能エネルギー発電事業
- ⑤ 特徴：都内型の投資対象事業に関しても、ファンド運営事業者が定める「広域型」の投資ガイドラインに合致する限りにおいて、一定程度、投融資を行うことが望ましい。（この場合、「都内型」と同様の要件を満たせば、他の再生可能エネルギーファンドへの投資についても認める。）

＜「都内投資促進型ファンド」と「広域型ファンド」のイメージ【図1】＞



3 東京都の投資方針について

東京都は、「官民連携再生可能エネルギーファンド」を構成する「都内型」及び「広域型」に対し、次のとおり出資を行う予定である。

(1) 「都内型」

今後決定されるファンド形態に応じ、出資者の立場で参画し、2億円を上限額として出資（東京都からの出資に関して、有限責任性を担保した出資形態）

(2) 「広域型」

有限責任組合員として投資事業有限責任組合に参画し、10億円を上限額として出資

また、東京都は次の方針に基づき出資を行う。

- ・再生可能エネルギーの普及拡大に向けた取組として、投資対象を再生可能エネルギー発電事業に特化した「官民連携再生可能エネルギーファンド」を創設する。再生可能エネルギー発電事業に関する株式等に投資することにより、投下資金の安定的な運用を目的とする。
- ・土地価格が高いなど、再生可能エネルギー発電事業を行うことが困難な都内において事業を実現し、都民にとって再生可能エネルギーを身近なものとしていくとともに、電源立地地域として東京の様々な都市活動を支えている東北地方等において再生可能エネルギー発電事業を推進することにより、地域振興に貢献する。
- ・再生可能エネルギーの普及拡大のためには、都民、地域住民及び地元企業が主体的に参加する仕組み作りが必要であると考えており、こうした仕組みを作りあげることで、各地域における再生可能エネルギー導入の機運を一層高めることにつながるものと認識している。「官民連携再生可能エネルギーファンド」の創設に当たっては、都民、地域住民及び地元企業が再生可能エネルギー事業に参画し、環境面や経済面で

のメリットを享受できるような仕組み作りについて、実証的に取り組んでいく。

- ・ファンドの運用の指図に関する権限については、公募手続により選定する民間のファンド運営事業者等（無限責任組合員又は無限責任組合員に対して投資運用に関する助言等を行う者等）に委ねることとし、都自らの判断のみによる運用は原則として行わない。

4 募集対象

「官民連携再生可能エネルギーファンド」（「都内型」及び「広域型」）の業務執行を行い、次の応募条件を満たす者。

- ① ファンド運営事業者の選定後、平成27年2月13日（金曜日）までに「官民連携再生可能エネルギーファンド」（「都内型」及び「広域型」）に係る契約手続（投資事業有限責任組合契約等の手続）を完了し、投資事業を開始すること。
- ② 「広域型」に対し、出資総額の1%以上の無限責任組合出資を行うこと。また、「都内型」については、ファンド運営事業者の出資割合を、創設されるファンド形態等に基づいて東京都と協議の上決定すること。
- ③ ファンド運営事業者以外の出資者（「広域型」（投資事業有限責任組合）については有限責任組合員、「都内型」については東京都）に対し、次の権限を付与すること。
 - ・ファンドの財産状況及び業務執行状況に対する検査権
 - ・ファンドの財産状況及び業務執行状況に対する質問権
- ④ ファンドの意思決定を行う機関は、ファンド運営事業者以外の出資者（「広域型」（投資事業有限責任組合）については有限責任組合員、「都内型」については東京都）に対し、次の権限を付与すること。
 - ・意思決定機関にオブザーバーとして参加し、意見具申等を行うこと。
- ⑤ 「広域型」に関して、投資家等からの出資を募ること等により、出資総額を40億円以上とすること。

※「都内型」については、東京都を除いて、ファンド運営事業者以外の出資者の募集を想定していない。
- ⑥ 金融商品取引業者の登録（金融商品取引法第29条の規定による登録をいう。以下同じ。）を受け、又は適格機関投資家等特例業務の届出（同法第63条の規定による届出をいう。以下同じ。）を行っていること。なお、提案者自身が当該登録又は届出を行っていないことも、提案者の委託等によりファンドの運用・募集等を行う共同事業者等が当該登録又は届出を行っていればよいものとする。（ただし、9に定める企画提案書において、共同事業者等の役割を明確に示すこと。）
- ⑦ 再生可能エネルギー発電事業に対して地域住民や地元企業も出資等により参画できるようなプロジェクトに、少なくとも1件以上取り組むこと。
- ⑧ 上記⑦の取組に関して、その進捗状況や結果についての情報を定期的に東京都に提

供し、東京都が行っている「再生可能エネルギー発電事業に関する地域における新しい資金循環の検討」に協力すること。

5 ファンド運営事業者が東京都に対して行わなければならない協議等

- ・「都内型」における出資額の増額についての協議及び検討
- ・東京都の情報収集に基づく知見にのっとり、東京都がファンド運営事業者に対して事業化の検討を要請する都内プロジェクト案件についての、その事業化の可否に関する精査及び検討
- ・地域における新たな資金循環の仕組みとして、地域住民や地元企業も出資等により参加できるようなプロジェクトに取り組み、実証的取組に関する検討や進捗状況、成果についての報告等

6 募集期間

平成26年5月19日（月曜日）から同年8月8日（金曜日）午後5時まで

7 質問受付期間

平成26年5月19日（月曜日）から同年6月27日（金曜日）午後5時まで
原則として、次のアドレス宛てにメールにて照会すること

E-mail: S1000321@section.metro.tokyo.jp

東京都環境局都市エネルギー部計画課 投資政策担当

8 応募書類の提出

応募に係る提出書類は、次の提出先に提出すること

提出先 東京都環境局都市エネルギー部計画課 投資政策担当

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎8階

※原則持参（要事前連絡）

9 提出書類

応募に際し、東京都に提出する書類等は次のとおりとする。

A. 企画提案書

次の（1）から（3）までの項目順に従い、1冊の企画提案書にまとめて提出すること（A4横書き 合計30枚以内）。

（1）「都内型」及び「広域型」共通部分（①から⑤までの合計で10枚以内）

① ファンド運営体制（主たる担当者の配置、役割分担を含む。）

② 担当ファンドマネージャーの経歴及び業務実績

- ③ 投資実行後のモニタリング体制（投資先の事業価値向上策を含む。）
 - ④ 提案者の組織における内部統制
 - ⑤ 地域経済活性化施策及びそれを実現するための方策の提案（地域住民参加型スキームや地域ファイナンスを活用した事業モデルの提案等）
- （２）「都内型」部分（①から⑦までの合計で１０枚以内）
- ① ファンド運営事業を行うに当たっての基本方針
 - ② ファンド概要①（ファンド及び事業実施スキーム、目標IRR、提案者等のコミットメント金額、投資家の確保状況を含む。）
 - ③ ファンド概要②（エグジット戦略及び分配・報酬の考え方）
 - ④ 投資案件発掘手法
 - ⑤ 投資案件評価の考え方
 - ⑥ 投資予定プロジェクトの概要
 - ⑦ 投資実行スケジュールの概要（⑥について）
- （３）「広域型」部分（①から⑦までの合計で１０枚以内）
- ① ファンド運営事業を行うに当たっての基本方針
 - ② ファンド概要①（ファンド及び事業実施スキーム、目標IRR、提案者等のコミットメント金額、投資家の確保状況を含む。）
 - ③ ファンド概要②（エグジット戦略及び分配・報酬の考え方）
 - ④ 投資案件発掘手法
 - ⑤ 投資案件評価の考え方
 - ⑥ 投資予定プロジェクトの概要
 - ⑦ 投資実行スケジュールの概要（⑥について）

B. 企画提案書別添資料

次の（２）及び（３）については、「都内型」及び「広域型」の各々について提出すること

- （１） 提案者及び担当ファンドマネージャーのファンド運営実績（ファンド組成の実績、投資案件実績及び運用パフォーマンス実績を含む。）
- （２） 契約書のドラフト及びその概要（「広域型」については、「投資事業有限責任組合モデル契約」（平成２２年１１月 経済産業省）を参考にすること。）
※契約書のドラフト概要については、所定の様式（別紙２参照）にしたがって作成すること。
- （３） 投資ガイドラインのドラフト

C. その他提出書類

- （１） 提案者の組織情報（事業内容、従業員数、組織図、役員名簿、役員略歴、役員

の担当業務一覧等)

- (2) 提案者の財務情報(直近3期の税務申告書、決算書、勘定科目内訳書等)
 - (3) 提案者の履歴事項全部証明書(直近3ヶ月以内に取得したもの)
 - (4) 提案者の定款(写し)
 - (5) 提案者の主要株主一覧
 - (6) 提案者又は共同事業者等が、金融商品取引業者の登録を行っている場合は登録番号を記載した書面、適格機関投資家等特例業務の届出を行っている場合は届出を行っていることを証する書面の写し
 - (7) 提案者の親会社の組織情報(名称、事業内容、従業員数等)
 - (8) 提案者の親会社の財務情報(直近3期の決算書等)
 - (9) 提案者の親会社等(主要株主を含む)からの提案者に対するコミットメントの状況(投資実行枠の設定額、財政的支援等)
- ・全ての書類(C. その他提出書類の(3)・(4)・(6)を除く。)を12部ずつ紙媒体で提出するとともに、作成した電子ファイルデータを複製利用できる形式で電子媒体(CD-ROM)に記録し、1部添付すること。C. その他提出書類(3)・(4)・(6)については、紙媒体にて1部ずつ提出すること。
 - ・また、A. 企画提案書の(1)から(3)までについては、会社名、親会社名、その属するグループ名等を伏せたものを別途3部提出すること
 - ・C. その他提出書類の(2)及び(8)について、業歴が3期末満の場合は、現存する書類を提出すること。また、会社の設立後間もなく、決算を経ていない場合には、試算表等を用いて、経営状況等を説明できるようにすること。

10 審査

本要項「3 東京都の投資方針について」を踏まえ、外部専門家の意見を聴取し、次のとおり審査を行い、ファンド運営事業者を選定する。

① 審査方法

- ・提案者より提出された書類により、②審査項目の各項目について書面審査
- ・必要に応じ、ヒアリング、現地視察又は候補者のプレゼンテーションを実施
- ・審査結果は、全ての提案者に対し通知予定

② 審査項目(詳細については、別紙1を参照)

- ・提案者の経営の健全性及び信用力
- ・本事業の目的及び趣旨の理解
- ・本事業の実施体制
- ・担当ファンドマネージャー及びその関与者の経験・能力
- ・提案者の投資案件発掘能力
- ・都内プロジェクトの実現可能性

- ・ファンド組成能力
- ・投資案件の実行能力及び管理能力
- ・地域経済活性化施策の提案内容
- ・ファンド契約条件
- ・提案者の組織における内部統制

11 今後のスケジュール（予定）

今後のスケジュールは、次のとおり

平成26年10月下旬

ファンド運営事業者の選定

平成27年2月13日（金曜日）まで

ファンド契約の締結、

東京都による出資（ファンド契約後直ちに、一括して払い込むこととする。）

12 その他

東京都からファンド運営事業者に選定された事業者は、次に掲げる事項を遵守すること。違反があった場合において、東京都からの勧告を受けても改善が見られないときは、東京都は出資の意思を撤回することがある。

- ① 速やかにファンド設立の準備を行い、契約締結に向け最大限の努力を払うこと。
- ② ファンド運営事業者の選定後、やむを得ない理由がある場合を除き、平成27年2月13日（金曜日）までにファンド契約の締結を行うこと。

13 問合せ先

東京都環境局都市エネルギー部計画課 投資政策担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎8階

E-mail: S1000321@section.metro.tokyo.jp

T E L : 03-5320-7785

F A X : 03-5388-1377

別紙 1 審査項目

審査項目		関連書類、提案項目
① 提案者の経営の健全性、信用力		
	提案者の財務的基盤、信用力	組織情報、財務情報等
	提案者が企業グループに属している場合の親会社（主要株主を含む）の財務的基盤、信用力	親会社の組織・財務情報、主要株主一覧、親会社からのコミットメントの状況
② 本事業の目的・趣旨の理解		
	事業実施が困難な都内において、再生可能エネルギー事業を推進し、都民にとって同エネルギーを身近なものとしていくことの意義に対する理解	基本方針
	本ファンド事業が、電源立地地域として東京の都市活動を支える東北地方等において、再生可能エネルギー事業を推進することの意義に対する理解	基本方針
	上記に係る事業実施及び実現に当たっての課題整理 [①都内案件に適した事業モデル及び金融スキーム、②地域に根差した事業実施のための仕組み作り、等の観点を織り込むこと]	基本方針
	我が国の再生可能エネルギー事業に対する投資戦略とリスクマネジメントに対する基本的考え方 [①FIT制度の今後の方向性、②電力自由化に伴う事業環境の変化、等の観点を織り込むこと]	基本方針
③ 本事業の実施体制		
	事業実施体制の適切性、充実度	ファンド運営体制
④ 担当ファンドマネージャー及びその関与者の経験・能力		
	提案者及び担当ファンドマネージャーによる本事業と同種、または類似・関連するファンドの組成及び投資案件の実績 過去に組成したファンドにおける運用パフォーマンスの実績（IRR実績等）	ファンド運営実績
	担当ファンドマネージャー及びその関与者の専門性・能力	担当ファンドマネージャーの経歴及び業務実績
⑤ 提案者の投資案件発掘能力（広域型ファンド）		
	提案者等が現在開発中又は検討段階にあるプロジェクト案件の具体性	投資予定プロジェクトの概要
	新規開発案件発掘のための情報収集力及びネットワーク力	投資案件発掘手法
	ファンドの投資実行スケジュールの具体性	投資実行スケジュールの概要
⑥ 都内プロジェクトの実現可能性（都内投資促進型ファンド）		
	都内の事業環境に即した発電事業モデルの提案	投資案件発掘手法
	提案者等が現在開発中又は検討段階にある都内プロジェクト案件の具体性	投資予定プロジェクトの概要
	都内新規プロジェクト発掘のための情報収集力及びネットワーク力	投資案件発掘手法
	投資実行スケジュールの具体性	投資実行スケジュールの概要
⑦ ファンド組成能力		
	「都内投資促進型ファンド」に係るスキームの提案内容	ファンド概要
	提案者又は担当ファンドマネージャーの本ファンド事業へのコミットメント金額の方針	ファンド概要
	ファンドの組成規模及び「広域型ファンド」については他の有限責任組合員のコミットメント（出資約束金額）の確保状況	ファンド概要
⑧ 投資案件の実行、管理能力		
	投資実行プロセスにおける案件評価の客観性、妥当性	投資案件評価の考え方
	投資実行後のモニタリング体制の適切性、妥当性	モニタリング体制
⑨ 地域経済活性化施策の提案内容		
	地域住民参加型スキームや地域ファイナンスを活用した事業モデルの提案内容	地域経済活性化施策の提案
	上記提案内容の実現可能性	地域経済活性化施策の提案
⑩ ファンド契約条件		
	ファンド契約書における東京都の要求事項の充足度等	ファンド契約書（ドラフト）
	投資ガイドラインの具体性、妥当性	投資ガイドライン（ドラフト）
	エグジット戦略の具体性及び分配・報酬に対する考え方の妥当性、明瞭性	ファンド概要、ファンド契約書（ドラフト）
⑪ 提案者の組織における内部統制		
	リスク管理体制、コンプライアンス体制、情報開示体制等に関する整備状況 （独立した組織の設置、専任の担当者の配置がなされているか）	提案者の組織における内部体制

別紙 2

(提出会社名)

(1) 公募時に条件を付している項目

No	項目	LPSモデル契約該当条項	契約書(ドラフト)上の 該当条項	条項記載内容
1	組合契約効力発生日	第6条	第●条	(例) 本契約の効力は、平成27年1月15日(以下「効力発生日」という。)をもって発生するものとする。
2	LPの権限(検査権)	第16条	■	■
3	LPの権限(質問権)	第16条	■	■
4	投資委員会	—		
5	GP出資の条件	第8条		
6	LP出資の払込方法	第8条		

(2) その他重要項目

No	項目	LPSモデル契約該当条項	契約書(ドラフト)上の 該当条項	条項記載内容
1	組合の存続期間	第6条	第●条	(例) 本組合の存続期間(以下「本契約期間」という。)は、効力発生日より7年間とする。但し、無限責任組合員は、総有限責任組合員の出資口数の合計の過半数に相当する出資口数を有する有限責任組合員の承認を得た場合には、かかる期間の満了日の翌日からさらに3年間を限度として、本契約期間を延長することができる。
2	キーパースン条項	第10条	■	■
3	出資約束金額の減額	第11条	■	■
4	出資払込等の不履行	第13条		
5	GPの権限(組合の借入)	第14条		
6	組合員集会	第17条		
7	利益相反	第18条		
8	組合財産の運用 (追加投資の場合のLPの意見陳述)	第22条		
9	財務諸表の作成	第25条		
10	投資先事業者の育成	第26条		
11	組合財産の分配	第29条		
12	費用	第32条		
13	GPに対する報酬 (管理報酬)	第33条		
14	GPに対する報酬 (成功報酬)	第33条		
15	秘密保持	第50条		

※投資事業有限責任組合の場合は、このひな型に準じた形式で作成してください。ファンド形態が異なる場合は、LPSモデル契約該当条項を空欄とし、当該項目が記載されている条項及びその内容を記入してください。

官民連携再生可能エネルギーファンド運営事業者の募集を開始します

東京都では、太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーを都内や東北地方などで普及拡大するため、官民連携による再生可能エネルギーに特化したファンド（「官民連携再生可能エネルギーファンド」）を設立します。

本ファンドの設立に当たり、広く民間事業者から、下記のとおりファンド運営事業者を募集します。

記

1 募集対象

官民連携再生可能エネルギーファンドを構成する「都内投資促進型ファンド」及び「広域型ファンド」の双方につき業務執行を行うファンド運営事業者で、一定の条件を満たす者

2 募集期間

平成26年5月19日（月）から同年8月8日（金）午後5時まで（必着）

詳細は別添資料「官民連携再生可能エネルギーファンド運営事業者募集要項」をご覧ください。

【問い合わせ先】

環境局都市エネルギー部計画課（投資政策担当）

電話 03-5320-7785